

福岡県高等学校体育連盟
理事の定数及び選出母体について

福岡県高等学校体育連盟規約第 11 条の第 2 校に規定する理事の定数及び選出母体は、
当分の間、次のとおりとする。

選出母体	定 数	
北部ブロック	2 名	計 14 名
中部ブロック	3 名	
南部ブロック	2 名	
筑豊ブロック	1 名	
専 門 部	3 名	
副校長・教頭会	1 名	
私 学	2 名	

(注意) 地区ブロックの定数中には、副理事長を含む。

附 則

この理事の定数及び選出母体については、平成 7 年 5 月 11 日から施行する。

平成 17 年 3 月 3 日改正

平成 17 年 4 月 1 日適用